

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、  
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

## 暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

## 宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

① 住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

② 自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 6年 3月18日  
 広島地方裁判所民事第4部  
 裁判所書記官 松 井 英 司

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 6年 5月 8日 午前 9時00分から 令和 6年 5月14日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 6年 5月17日 午前10時00分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定期日	日 時 令和 6年 6月 6日 午後 3時00分 場 所 広島地方裁判所民事第4部
特別売却実施期間	令和 6年 5月21日 午前 9時00分から 令和 6年 5月21日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金, 小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 6年 3月18日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	





物 件 目 録

☆2 所 在 広島市安芸区上瀬野一丁目  
地 番 1582番1  
地 目 田  
地 積 957平方メートル  
(現況)  
地 目 畑





- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。

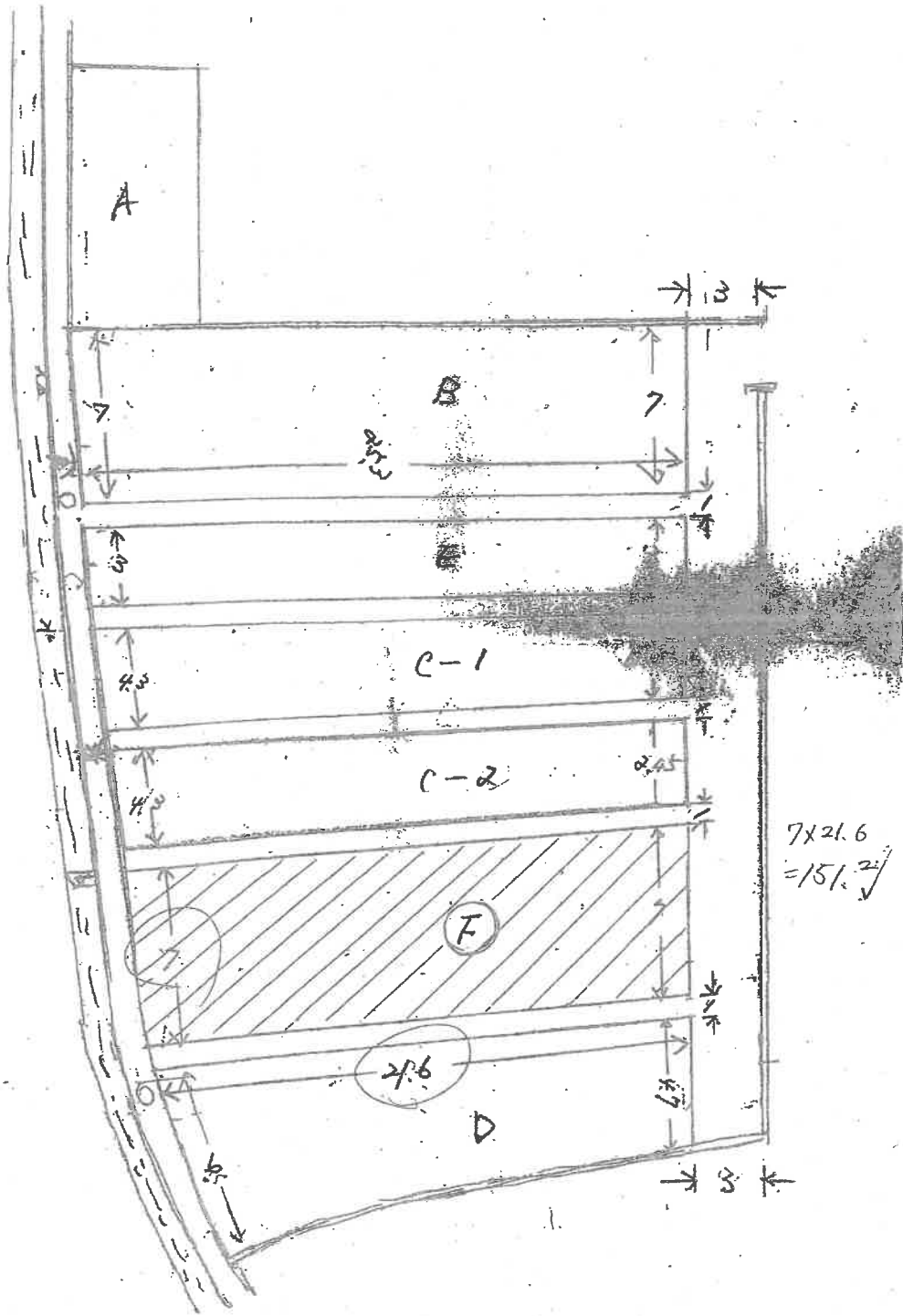


## 物 件 目 録

☆2 所 在 広島市安芸区上瀬野一丁目  
地 番 1582番1  
地 目 田  
地 積 957平方メートル  
(現況)  
地 目 畑



\*11\*





令和 5年(ケ)第 58号  
令和 5年 7月27日受理  
令和 5年11月17日提出

現 況 調 査 報 告 書  
(物件2)

広島地方裁判所

執 行 官 徳 田 求

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

2 所 在 広島市安芸区上瀬野一丁目  
地 番 1582番1  
地 目 田  
地 積 957平方メートル





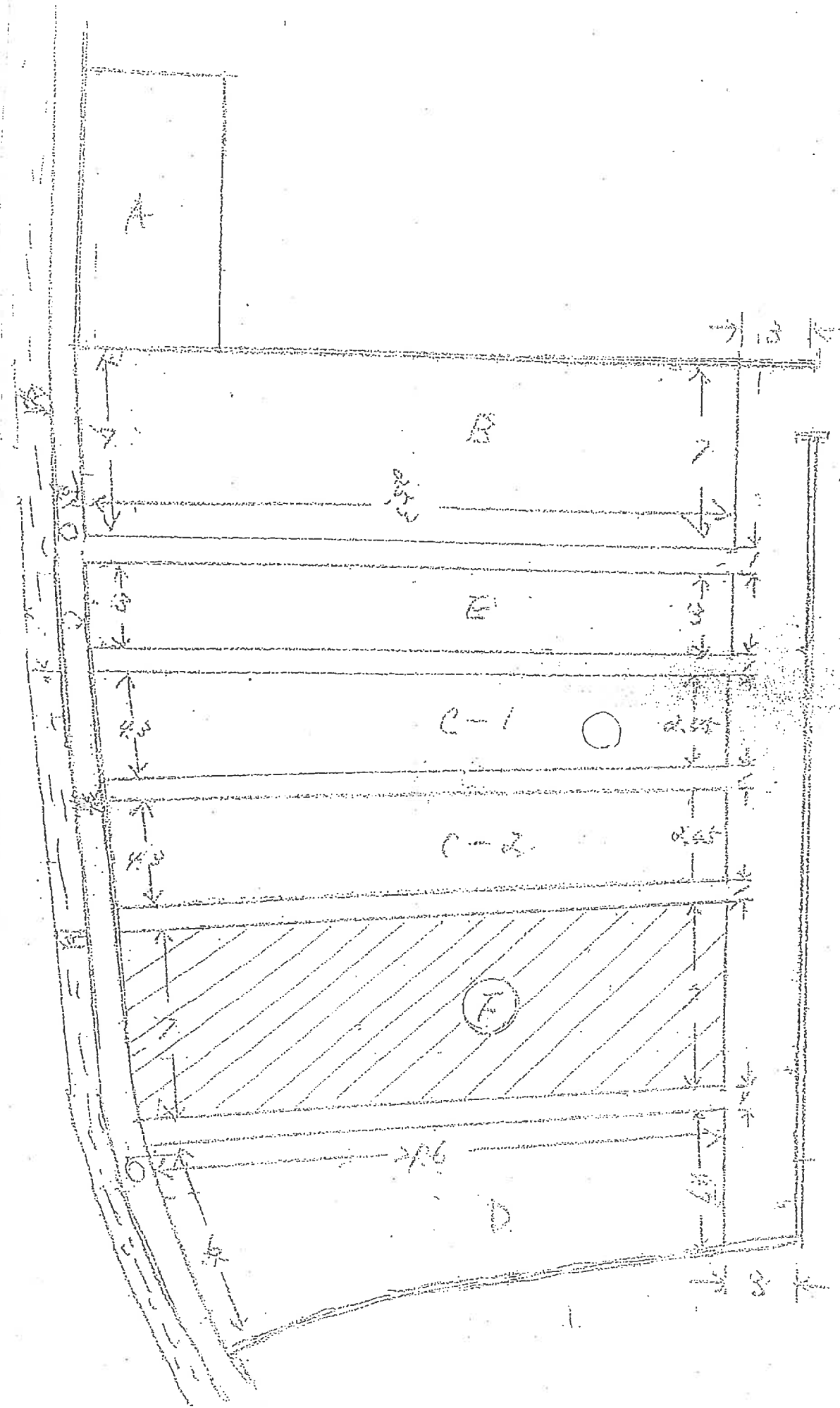
(占有関係用〈多占〉)

占有者及び占有権原								
物件 番号	占有範囲 占有者	占有 状況	関係人の陳述/提示文書の要旨、執行官の意見等					
			占有開始 現在の契約	占有 権原	貸主	更新 種別	賃料 敷金等	特約等 その他の陳述等 執行官の意見
2	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> F(添付図のとおり) ----- <b>A</b>	<input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input checked="" type="checkbox"/> 他	令和3・1・6 ----- 自令和3・11・4 至期限の定めなし	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 賃 <input checked="" type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input checked="" type="checkbox"/> 法	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 円 ----- <input type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 円	
2	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> C-2 ----- <b>A</b>	<input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input checked="" type="checkbox"/> 他	平成17・11・12 ----- 自平成18・11・12 至期限の定めなし	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 賃 <input checked="" type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input checked="" type="checkbox"/> 法	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 円 ----- <input type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 円	
2	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> A、B、E ----- <b>B</b>	<input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input checked="" type="checkbox"/> 他	自 . . . 至 . . .	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 賃 <input checked="" type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 円 ----- <input type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 円	「執行官の意見」第 2項後段のとおり
2	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> C-1 ----- <b>C</b>	<input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input checked="" type="checkbox"/> 他	平成17・11・12 ----- 自平成17・11・12 至期限の定めなし	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 賃 <input checked="" type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 円 ----- <input type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 円	
2	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> D ----- <b>D</b>	<input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input checked="" type="checkbox"/> 他	昭和50年ころ ----- 自昭和50年ころ 至期限の定めなし	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 賃 <input checked="" type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 円 ----- <input type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 円	
	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	. . . ----- 自 . . . 至 . . .	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 円 ----- <input type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 円	

※ チェック項目の内容は次のとおり

占有状況	居：居宅	事：事務所	店：店舗	倉：倉庫	他：その他の状況
占有権原	所：所有権	賃：賃借権	使：使用借権	転：転借権	他：その他の権利
貸主	所：所有者	務：債務者	借：賃借人	他：その他の者	
更新種別	合：合意更新	自：自動更新	法：法定更新		
賃料	月：毎月	年：毎年			
敷金等	敷：敷金	保：保証金			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■A (占有者)</p>	<p>(以下は、令和5年9月28日に電話で聴取した。)</p> <p>1 私は、この土地の一部を使用して農作物を栽培しております。借りている箇所は、添付の図面のFの箇所ですが、農業委員会への届出は、地番単位で許可をすることと、一部を借りても土地全体を借りているような許可となっております(執行官注釈：実際の届出は957㎡中の151㎡となっている。)</p> <p>なお、C-2部分についても、平成17年11月から、私が借りています。</p> <p>2 他のブロックについては、図面のA、B、E部分をBさんが借りており、C-1部分をCさんが借りており、D部分はDさんが借りています。みんな無償で借りているはずですが。</p> <p>3 私は、先ほど言いましたようにFとC-2部分を借りていますが、E部分については、Bさんが放置しているため、私が農業用の除草剤を散布して草を除去しています。</p>
<p>■D (占有者)</p>	<p>(以下は、令和5年10月30日に電話で聴取した。)</p> <p>1 私は、本件土地の一番西側のブロックを無償で借りています。</p> <p>2 現所有者の先代の時代から無償で借りていますので、最初の占有開始時期は昭和50年ころです。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

執行官の意見	
<p>■</p>	<p>1 物件2の土地は、南側の市道(安芸1区275号線)に接している。</p> <p>2 物件2の土地の占有については、所有者から貸借関係の照会への回答書の提出がなく、片面調査となっているが、占有者の一人であるAにより、契約書の当職への提示、現地案内及び他の占有者に対し調査への協力の働きかけなどがなされ、占有状況は、ある程度判明した。</p> <p>Bからは回答書の提出等はなく、また、Aは直接の契約当事者でもないが、その陳述内容は信憑性が高いと判断し、Aの陳述とおりのBの占有(占有の事実、占有の範囲)を認めた。ただし、Bからは、契約書の提示等がなく、Bのフルネームも明確ではない上、占有権原、占有開始時期等は不明であるが、他の占有者がすべて期限を定めない使用貸借であること(Aの「みんな無償で借りている」との陳述も踏まえ)を考えるとBについても同様の契約内容であると判断した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

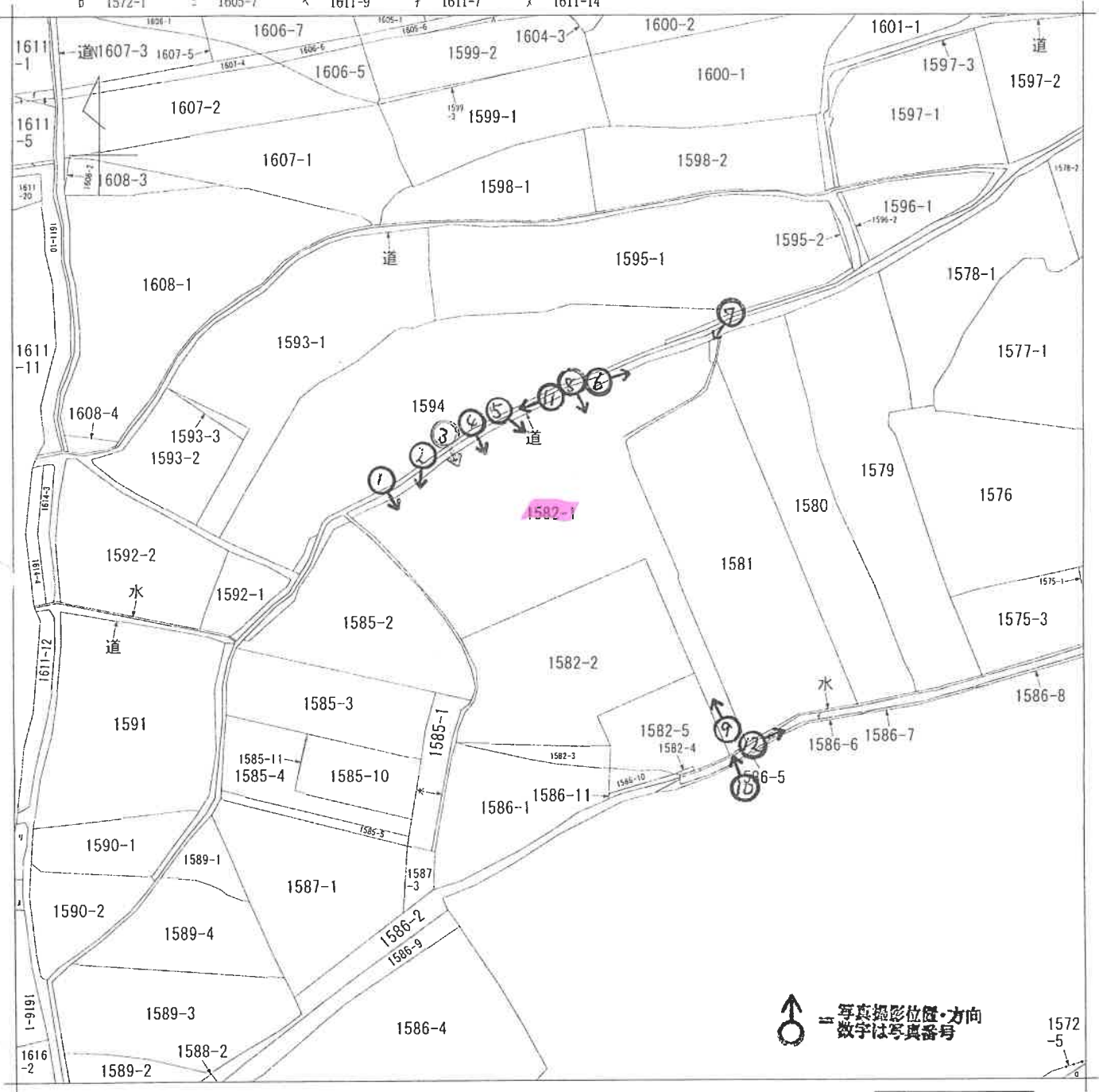
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和5年7月28日(金) 10:45-10:55	物件所在地	物件の同一性確認、占有調査 写真撮影
令和5年8月4日(金) 14:00-14:12	広島法務局	公図等の交付申請
令和5年9月15日(金)	当庁	所有者及び占有者に対し、 貸借関係の照会書発送(切手392円使用)
令和5年9月28日(木) 9:00-9:15	当庁	占有調査(占有者から電話で聴取)
令和5年10月26日(木) 10:55-11:35	物件所在地	立入調査(評価人同行)、占有調査 写真撮影 貸借関係の照会書交付(切手420円分使用)
令和5年10月30日(月) 13:30-13:55	当庁	占有調査(占有者から電話で聴取)
令和 年 月 日( ) : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 _____ を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

縮小(A3→A4)

イ 道 1372-1    ハ 1605-5    ホ 1611-4    ニ 1611-8    ノ 1611-13  
 オ 1572-1    ヒ 1605-7    ヘ 1611-9    ハ 1611-7    ニ 1611-14



地番区域見出  
 上瀬野1丁目  
 A 上瀬野1丁目

請求部	所在	広島市安芸区上瀬野一丁目		地番	1582番1	
出力縮	1/600	精度区分	座標系 番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	
種類	旧土地台帳附属地図		作成年月日	昭和6年3月	備付年月日(原図)	補記事項

請求番号：56-3  
 (1/1)

( 6 枚目)

公用



写真①



ブロック D

写真②



ブロック F

写真③



ブロック F

写真④



ブロック C-1, C-2

写真⑤



ブロック B、E

写真⑥



ブロック A

写真⑦



ブロック A

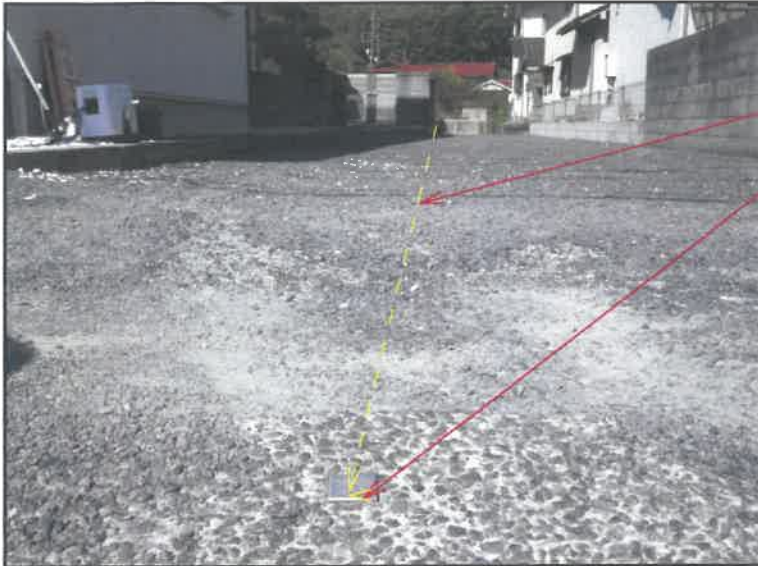
写真⑧



写真⑨



写真⑩



境界と思われる辺り  
境界鋸と思われる物

写真⑪



接道

写真⑫



接道

令和 5 年(ケ) 第 58 号

<物件 2>

令和 5 年 10 月 26 日現地調査

令和 5 年 11 月 20 日評 価

広島地方裁判所 御中

# 評 価 書

評価人 不動産鑑定士

駒松 康弘

印

## 第1 評価額

物件2(土地)	金 5,680,000円
---------	--------------

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
2	所在地 地番 地目 地積	広島市安芸区上瀬野一丁目 1582番1 田 957m <sup>2</sup>	地目：畑 である以外は同左
番号	特記事項		
	物件2の土地は、現地での概測や隣接地の地積測量図による図上概測の結果、縄延びの可能性（約1.1倍）が認められる。なお、土地の地積等を明確にするには専門家による測量が必要である。		

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（物件2）

位置・交通	JR山陽本線「瀬野」駅の東方・直線距離約1.6km (別添「位置図」参照)	
付近の状況	国道2号南側背後にあって、戸建住宅の立地を主体に農地が存在する状況にある。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域等  防火規制  農地法   農振法 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 (建蔽率60%、容積率200%)  なし 現況地目：農地（農地法3条許可要、農地法5条届出要）  ※ 広島市農業委員会の回答によると、第3種農地と認定されている。買受希望者は買受適格証明書が必要となる。  農振地域外 一般区域（景観計画関係）、居住誘導区域指定 河川浸水想定区域内
画地条件	規模 957 m <sup>2</sup> (登記数量)	間口 約 3 m (概測) 奥行 約 55 m (概測) 形状 不整形 接面状況 二方路 (実質的な効用) 地勢 概ね平坦 障害物 なし
接面道路の状況	南東側 約 2.4 m 舗装 北西側 約 1.1m 簡易舗装	市道 (安芸1区275号線) 高低差 ほぼ等高 要綱管理里道 (安芸1区792号) 高低差 ほぼ等高  (※) 安芸区建築課での聴取によると、上記市道は建築基準法42条2項道路に該当し、市道南側の水路から一方後退によるセットバックが必要となることである。事前に買受希望者による確認を要する。なお、物件2の土地は南西側で安芸1区837号里道 (要綱管理里道) にも接面している。安芸1区792号里道は水路と並行している。
自然的条件	日照の状態 土壌の状態 礫の多少 排水の良否 災害危険性 その他	周辺に日照を阻害するものは存しない 概ね普通 概ね普通 概ね普通 河川浸水想定区域内 特になし



第4 目的物件の位置・環境等

<p>土地の利用状況等</p>	<p>現状は概ね旗状地であり、奥部が畑として7区画に分けられ、現況調査報告書の仮名一覧表に記載された4名が使用貸借により農作物を栽培している。前面市道へは幅員3m程度の路地状部分（一部は舗装済）を介する。</p> <p>隣地は戸建住宅等          目的外建物 なし          小作権等 広島市農業委員会の回答によると、一部（151㎡）が農地法第3条許可による使用貸借権と認定。</p>
<p>供給処理施設</p>	<p>上水道 接面市道の本管敷設 あり          本物件内への引込 なし  <small>※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。</small></p> <p>都市ガス 接面市道の本管敷設 なし          本物件内への引込 なし  <small>※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。</small></p> <p>公共下水 接面市道の本管敷設 あり          本物件内への引込 なし  <small>（※1）ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。</small>  <small>（※2）安芸1区792号里道にも市の公共下水道本管が埋設されている。</small></p>
<p>特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌汚染の端緒については特に見受けられない。また、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。</li> <li>・ 上述の通り、物件2は現況地目が農地であり農地法に係るため、買受希望者は買受適格証明書等について広島市農業委員会へ事前確認されたい。また、仮に宅地への転用が可能となった場合でも、広島市の規定（建築基準法43条2項2号許可関連、道路位置指定関連等）、広島県の建築基準法施行条例等により建築物の用途が制約される可能性が認められる（安芸区建築課での聴取）ため、買受希望者は事前に確認を要する。</li> </ul>

## 第5 評価額算出の過程

下記のとおり評価額を求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	占有減価修正 エ	市場性修正 オ	競売市場修正 カ	持分 キ	評価額(円) ア×イ×ウ×エ× オ×カ×キ
2	15,000	0.85	957	0.95	0.70	0.70	1	5,680,000

### ア 標準画地価格

農地の公的価格が存しないことから、周辺の取引事例や地元精通者の意見等を参考に認定した。

※標準画地を、幅員2.4m舗装市道に略等高接面する地積500㎡程度の略整形な中間画地とした。

### イ 個別格差：

不整形	0.85
縄延びの可能性	1.05
規模	0.95
相乗積	0.85

(※) セットバックの要因は地域要因として把握するため、個別格差には反映しない。

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 占有減価修正： 広島市農業委員会の回答によると一部が使用貸借権（農地法第3号許可）と認定されている点や、使用借権に関する現況調査報告書の記述をふまえ、占有減価を考慮。

オ 市場性修正： 買受適格証明書を要する農地であり買主が極めて限定されることから市場性の減退を考慮した。

カ 競売市場修正： 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

キ 持 分： 完全所有権につき上記の通り1と表記

## 第6 参考価格資料

### 1 財産評価基準に基づく倍率（令和5年度）

物件2 田 市比準  
畑 市比準

### 2 固定資産税評価額（令和5年度）

物件2 5,803,488 円（1㎡当たり 6,064 円）、 課税地積 957.00 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

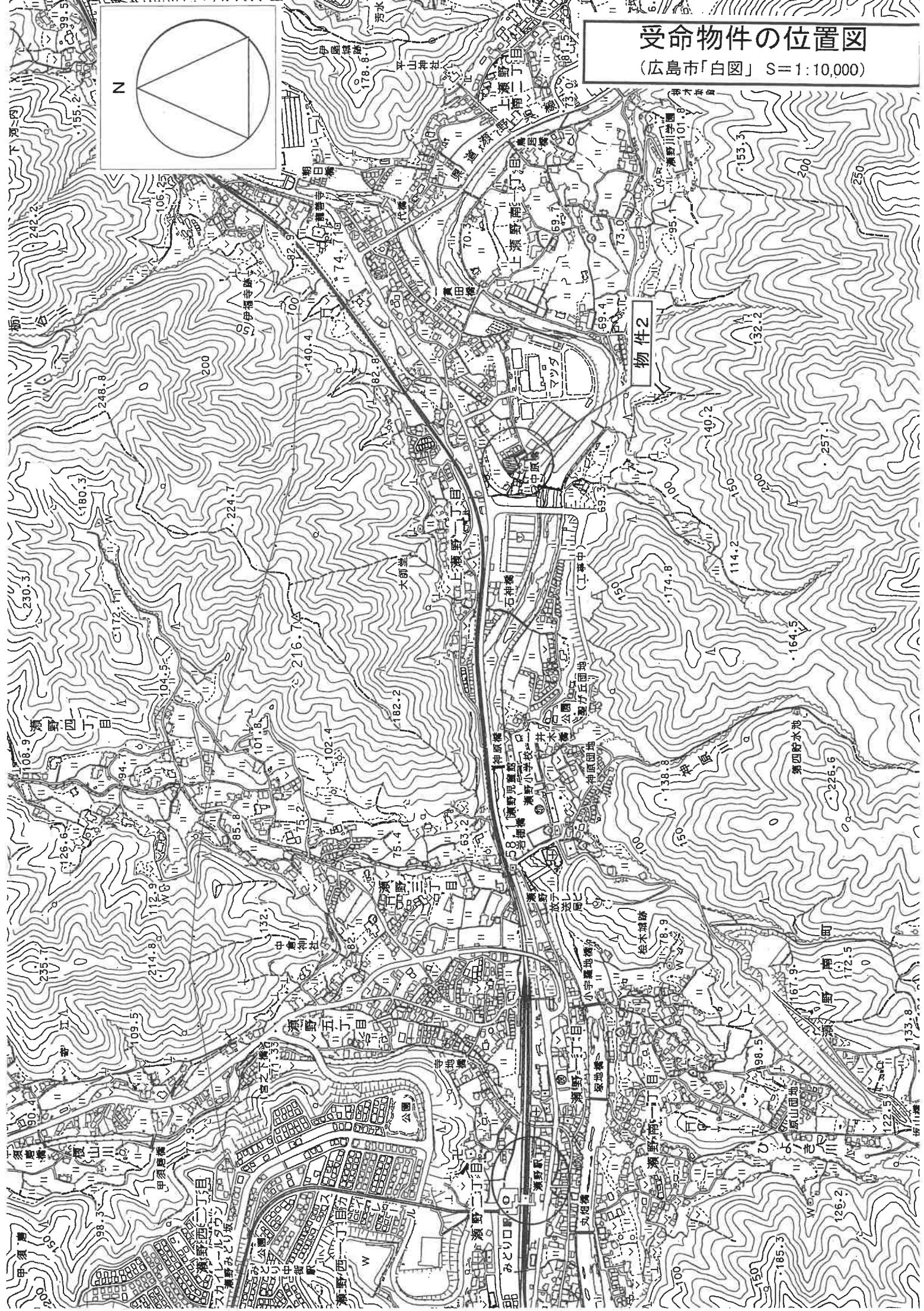
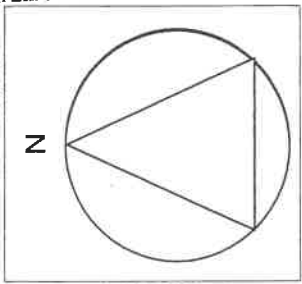
## 第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（広島市「白図」縮尺 1/10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 地積測量図写し（法務局備付）
- 4 土地位置関係図

以 上

# 受命物件の位置図

(広島市「白図」 S=1:10,000)



# 公 図 写

A3→A4縮小



本図面は対象物件の概ねの形状等  
を示すものであり、確定を保証する  
ものではない。

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出  
上瀬野1丁目

A 上瀬野1丁目

請求部	所在	広島市安芸区上瀬野一丁目		地番	1582番1	
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面
作成年月日	昭和6年3月	備付年月日(原図)		補記事項		種類 旧土地台帳附属地図

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。  
(広島法務局管轄)

令和5年6月19日

岡山地方法務局

登記官

請求番号：52-1

(1/1)



1109002

土地積測量図

地番 1582-2, 1582-1

土地の所在 広島市安芸区上瀬野二丁目

① 1582-2 求積表

27.7 × 1.53	=	38.7451
27.4 × 2.95	=	59.8700
22.90 × 3.95	=	90.4500
22.5 × 0.91	=	20.4322
26.04 × 2.70	=	71.3096
27.75 × 0.82	=	22.7550
27.40 × 2.76	=	67.8120
29.78 × (1.45 + 1.72)	=	81.7666
8.18 × 1.72	=	14.0696
7.78 × 1.37	=	10.6586
合計		459.1347
二除		729.5605
地積		729.56 m <sup>2</sup>

② 1582-3 求積表

27.85 × (1.15 + 1.16)	=	69.21435
二除		34.607175
地積		34.60 m <sup>2</sup>

1722 - ( ① + ② ) = 957.825475

本図面は対象物件の概ねの形状等  
を示すものであり、確定を保証する  
ものではない。

業界略号 ⑤...石杭 ⑥...プラスチック杭 ⑦...コンクリート杭 ⑧...金属杭 ⑨...銅杭 ( )

作製者 土地家屋  
調査士

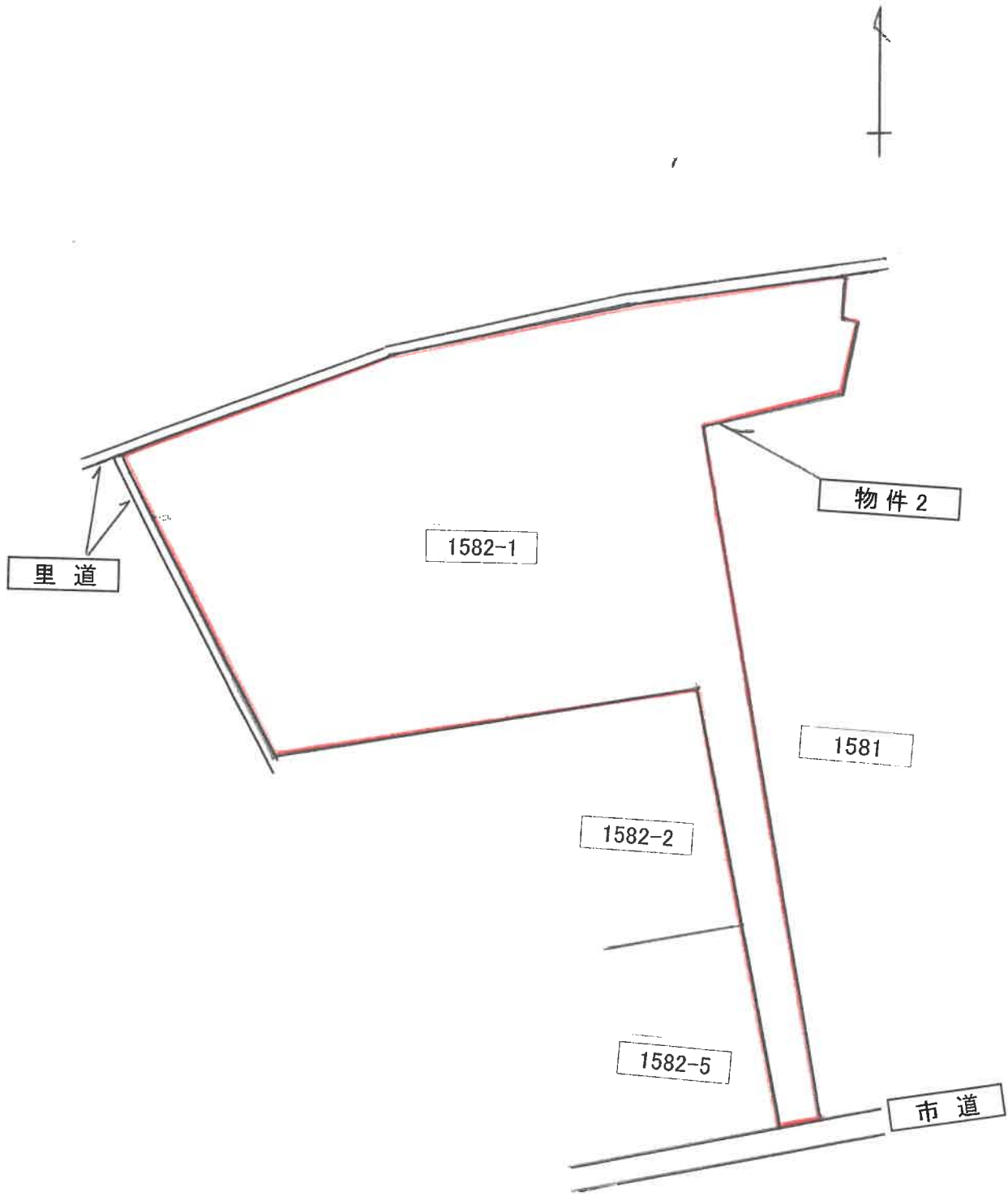
昭和54年11月27日作成  
会 用 紙

縮尺 1 / 250

地積測量図写  
縮小(A3→A4)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である  
(広島法務局管轄)  
令和5年6月19日  
岡山地方法務局  
登記部

土地位置関係図



※本図面は、法務局備付の公図、地積測量図を基に土地の概ねの位置関係を示したものにすぎず、正確な形状、境界を保証するものではない。